

高石市立高石駅前自動車駐車場及び高石市自転車駐車場の
指定管理者に関する基本協定書

高石市(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)は、乙が指定管理者として管理する公の施設(以下「指定施設」という。)の管理運営について、高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「手続条例」という。)第8条第2項の規定に基づいて、次のとおり基本協定を締結する。

(総則)

- 第1条 基本協定は、指定施設の管理運営に係る基本的事項を定め、指定期間における年度ごとの事業計画、収支予算、甲及び乙の費用負担等は、年度ごとに締結する年度協定で定めるものとする。
- 2 乙は、指定施設の公共性を尊重し、設置目的が効果的に達成されるよう地方自治法、条例、高石市自動車駐車場条例、高石市自転車駐車場条例その他関係法令等を遵守し、基本協定、年度協定、募集要項及び申請書(添付資料を含む。以下同じ。)に従い、誠実かつ適正に指定施設の管理運営を行わなければならない。

(指定施設)

第2条 指定施設は、次のとおりとする。

名称	所在地
高石市立高石駅前自動車駐車場	綾園1丁目9-1(アプラたかいし内)
高石駅東第1自転車駐車場	綾園1丁目314-5
高石駅東第2自転車駐車場	綾園1丁目314-9
高石駅東自転車駐車場	綾園1丁目641
高石駅西第1自転車駐車場	千代田1丁目496-1
高石駅西第2自転車駐車場	千代田1丁目532-2
高石駅西第3自転車駐車場	千代田1丁目530-2
羽衣駅東第1自転車駐車場	東羽衣3丁目60-4
羽衣駅西第1自転車駐車場	羽衣1丁目797-2
羽衣駅西第2自転車駐車場	羽衣1丁目838-1
東羽衣駅自転車駐車場	東羽衣1丁目28-9
東羽衣駅第2自転車駐車場	東羽衣1丁目925-1
富木駅東自転車駐車場	取石2丁目JR富木駅構内
富木駅西自転車駐車場	西取石1丁目825-2
高師浜駅自転車駐車場	高師浜丁目1084番地1
伽羅橋駅自転車駐車場	羽衣5丁目195番地

※【資料1】に記載している新設及び廃止を行う施設については、条例改正後別途覚書を締結するものとする。

(指定期間及び基本協定期間)

- 第3条 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 2 基本協定期間は、前項の指定期間とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第4条 乙は、指定及び基本協定により生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、甲があらかじめ承認したときを除く。

(再委託)

第5条 乙は、管理運営の業務の基幹部分（管理の業務のうち、企画、立案、調整、使用許可等指定施設の目的を達成するための中心的部分をいう。以下同じ。）の委託をしてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の承認を得て、管理運営の業務のうち基幹部分以外の業務を委託することができる。

(権利の帰属)

第6条 乙は、管理運営の業務の実施のために設備又は備品を設置しようとするときは、あらかじめ、甲と協議しなければならない。

2 前項の場合において、乙は設備又は備品を設置したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

3 乙は、乙が設置した設備又は備品のうち利用料金収入で購入したものであって甲が指定するものの所有権を甲に移転するものとする。

4 乙は、別記3「備品リスト」以外に管理運営の業務の実施のため、自己の費用により備品を購入又は調達することができる。

5 前項に規定する備品等は、代替品として購入したものを除き、乙に帰属するものとする。ただし、甲と乙の協議により、甲に所有権を移転することを妨げない。

(損害賠償)

第7条 乙は、管理運営の業務の実施に関し乙の責に帰する事由により第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、当該損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において損害を受けた第三者の求めに応じ、甲が第三者に損害を賠償したときは、甲は当該賠償額を乙に求償することができる。

(管理運営の業務の範囲)

第8条 乙が行う指定施設の管理運営の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 指定施設の維持管理業務

(2) 指定施設の運営業務

ア 使用許可等に関する業務

イ 利用料金の徴収に関する業務

(3) 指定施設において実施する事業に関する業務

(4) その他

2 乙は、指定管理者として行う業務及び経理を指定管理者として行う業務以外の業務及び経理から明確に区分して処理しなければならない。

(準備行為)

第9条 乙は、あらかじめ甲の承認を得て令和8年3月31日までの間に、乙の管理運営の業務に係る必要な準備行為を行うことができるものとする。

2 甲は、前項の準備行為を円滑に行うため、乙の求めに応じ、必要な助言協力を行うものとする。

(管理運営の基準)

第10条 乙が行う指定施設の管理運営の基準は、別記1「管理運営基準」による。

(自主事業)

第11条 乙は、管理施設の設置目的に合致する自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施するときは、予め自主事業の事業計画を甲に提出し、承認を得なければならない。この場合において、甲及び乙は必要な協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、前項の協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

(災害時の対応)

第12条 乙は、高石市地域防災計画に従って、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したときは、甲の指示に従って必要な措置を講じなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第13条 指定期間における事業計画及び収支予算は、申請書記載の事業計画及び収支予算とし、指定期間中の各年度において実施する事業計画及び収支予算は、年度協定で定める。

(利用料金)

第14条 乙は、利用料金の額を高石市自転車駐車場条例第7条の2及び、高石市自動車駐車場条例第5条1項の規定に基づいて、指定期間の開始又は利用料金の改定の少なくとも1月前までに甲の承認を得て定めるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づいて利用料金を定めたときは、速やかに市民に周知しなければならない。

3 利用料金は、乙の収入とする。

(基本納付金)

第15条 乙は、提案書において提案した基本納付金(指定管理期間5年間で金25,000,000円)を甲に支払う。

2 前項の基本納付金は、原則変更しない。ただし、利用料金収入及び管理運営経費等の大幅な増減が見込まれる場合は、甲と乙が協議し、変更するものとする。

3 第1項の基本納付金についての詳細は、甲と乙が協議し、年度協定で定める。

(変動納付金)

第 16 条 乙は、利用料金収入等が、当該年度の経費を上回った場合には、提案書において提案した内容に基づき、変動納付金を甲に支払う。

2 前項の変動納付金の算定方法は、原則変更しない。ただし、別記 2「リスク分担表」等により利用料金収入等の大幅な増減が見込まれる場合は、甲と乙が協議し、変更するものとする。

3 第 1 項の変動納付金についての詳細は、甲と乙が協議し、年度協定で定める。

(負担区分)

第 17 条 指定施設の管理運営に係るリスク分担は、別記 2「リスク分担」のとおりとする。

(設備及び備品)

第 18 条 甲は、指定施設の管理運営の業務のために、指定施設において甲が所有する設備及び器具備品を乙に無償で貸与するものとする。

2 前項の設備及び器具備品は、別記 3「備品リスト」のとおりとし、乙は、善良な管理者の注意をもって管理に努めなければならない。

3 前項に規定するもののほか、乙が管理運営の業務のために必要とする器具備品は、乙があらかじめ甲に届け出て、乙の費用負担により購入し、指定施設に備え付けることができるものとする。

4 乙は、備品等が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなったときは、甲乙が協議により、必要に応じて、当該備品等を修繕するものとする。

5 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難になったときは、甲乙が協議により、必要に応じて同等の機能に有する備品等を購入又は調達するものとする。

6 乙は、前項により購入又は調達した備品等を帳票に記載し、明確に区別して管理しなければならない。

7 乙は、甲の帰属に係る器具備品等が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

8 前項の場合において、当該滅失又は損傷が乙の責に帰すべき理由によるときは、乙の費用負担により補修、取替その他の措置を行わなければならない。

9 乙は、乙以外の第三者の責による損害で当該第三者を特定できる場合において、その損害の賠償を当該第三者に求めることができるものとする。また、甲も同様とする。

(保険)

第 19 条 乙は、指定施設の利用者に対し、指定管理者の業務上の瑕疵により生じる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保するための適切な保険及び管理運営の業務の執行に必要な保険に加入するものとする。

(事業報告)

第 20 条 乙は、毎年度終了後又は指定期間終了後 90 日以内（甲が指定を取り消したときは、取消しの日から 30 日以内）に甲に条例第 9 条に規定する事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書に記載する事項は、次のとおりである。

- (1) 管理運営の業務の実施状況
 - ア 施設の維持管理業務の実施状況
 - イ 苦情処理の状況
 - ウ 個人情報の取扱い状況
 - エ 情報公開の実施状況
- (2) 利用状況
 - ア 指定施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入状況
 - ア 利用料金の収入状況
- (4) 管理経費等の収支状況
 - ア 収支決算書
- (5) その他甲が必要と認めるもの

3 乙は、甲に事業報告書を提出したときは、事業報告書の写しを市民の閲覧に供しなければならない。

4 乙は、次の事項を内容とする定期報告書（毎月）を翌月 30 日以内に甲に提出しなければならない。ただし、収支状況については、四半期ごとに、各四半期終了後 30 日以内に甲に対して提出するものとします。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 利用料金の収納状況
- (4) 管理経費等の収支状況（四半期ごと）
- (5) その他市が必要と認める事項

（業務報告等）

第 21 条 乙は、次の各号に定める事項を、速やかに甲に報告しなければならない。これらの事項に異動が生じたときもまた同様とする。

- (1) 乙の代表者
 - (2) 乙の財務諸表又は収支決算書
 - (3) 乙に管理の業務を適正に実施することができない事情が生じたときは、その事情
 - (4) 管理の業務に関する規程
 - (5) 指定施設の管理責任者
 - (6) 指定施設の管理の業務の従事者
 - (7) 緊急時の連絡先
- 2 乙は、管理運営の業務に関して事故が生じたときは、速やかに甲に報告しなければならない。ただし、乙は、人的被害等の重大な事故が生じたときは、直ちに報告しなければならない。
- 3 乙は、指定施設の管理運営の業務が継続して実施することが困難になると見込まれるときは、速やかに甲に報告するものとする。

（金銭の徴収）

第 22 条 甲は、乙の責に帰すべき事由により管理運営の業務が実施されていないときは、実施されていない業務の経費相当分の金額の範囲内において甲が定める額を乙から徴収することができる。

(適正な管理運営を期すための措置)

第 23 条 甲及び乙は、指定施設の管理運営の適正を期すため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 甲は、乙から提出された第 20 条に規定する事業報告、第 21 条に規定する業務報告等の他に、必要な報告を求め、若しくは実地検査を行い、必要な指示又は措置を講じることができるものとする。
- (2) 前項の場合において、甲は、指定施設の管理の業務が適正に行われていないと認めるときは、乙に、管理の業務の改善計画の作成の指示、管理の業務の改善の指示その他必要な措置を講じるものとする。
- (3) 甲及び乙は、指定施設の適正な管理の業務の実施を図るため、毎月定期に又は甲若しくは乙の請求により指定施設の運営について協議するものとする。
- (4) 乙は、利用者からモニタリングを行なうなど利用者の意見を聴き、指定施設の管理運営の業務に反映するように努めなければならない。

(指定の取消し及び業務の停止)

第 24 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 高石市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 10 条 2 項に規定する市長等の求め、調査又は指示に従わないとき。
 - (2) 指定管理者の責に返すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。
 - (3) 第 25 条に規定する秘密保持義務に違反したとき、又は第 26 条に規定する個人情報保護義務に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙及び乙の業務の従事者は、管理運営の業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らし、又は盗用してはならない。指定期間終了後又は指定取消し後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 26 条 乙及び乙の業務の従事者は、管理運営の業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく漏らし、又は盗用してはならない。指定期間終了後又は指定取消し後も同様とする。

- 2 個人情報の保護については、別記 4「個人情報保護に係る特記事項」による。
- 3 前項の規定による「個人情報の保護に係る特記事項」は、指定期間終了後又は指定取消し後もなお効力を有する。

(情報公開)

第 27 条 乙は、管理運営の業務に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 情報公開については、別記 5「情報公開に係る特記事項」による。
- 3 前項の規定による「情報公開に係る特記事項」は、指定期間終了後又は指定取消し後

もなお効力を有する。

(文書の取扱い)

第 28 条 乙は、指定施設の管理運営の業務の実施に関して作成又は受領した文書(以下「管理運営の業務に係る文書」という。)について、高石市個人情報の保護に関する法律施行条例及び高石市公文書管理規則、高石市公文書管理規程等に準じて、適正に管理しなければならない。

2 乙は、その保有する文書を管理運営の業務に係る文書とそれ以外のものに明確に区分して管理し、指定期間が終了したとき、甲が指定を取り消したとき若しくは甲が業務の一部の停止又は業務の全部の停止を命じたときは、管理運営の業務に係る文書のうち甲が指定するものを甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとする。

(指定期間が終了したとき等の取扱い)

第 29 条 指定期間が終了したとき、甲が指定を取り消したとき若しくは甲が業務の一部の停止又は業務の全部の停止を命じたときの取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 乙は、管理運営に関する事務を甲又は甲が指定する者に引き継ぐこと。
- (2) 乙は、甲の所有する設備及び備品を甲又は甲が指定する者に引き継ぐこと。
- (3) 乙は、管理運営の業務に係る文書のうち甲が指定するものを甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとする。
- (4) 個人情報の取扱については、別記 4「個人情報保護に係る特記事項」による。
- (5) 乙は、施設及び設備を原状に回復するものとする。ただし、甲が認めたときはこの限りでない。

(天災地変等)

第 30 条 乙は、天災地変その他の不可抗力により施設設備が滅失し、又は損壊したときは、その原因及び被害状況を直ちに甲に報告するとともに、必要な措置について甲と協議するものとする。

2 甲は、地震、台風等の発生により、管理運営の業務の実施が困難と認めるときは、管理運営の業務の内容変更、中止又は延期を命ずることができる。

3 大幅な物価変動により、施設の管理運営に要する費用が不相応となり、業務遂行に支障が生じる場合は、甲に報告するとともに、必要な措置について甲と乙が協議するものとする。

(協定の改定)

第 31 条 甲又は乙は、社会状況の変化等により必要があると認めたときは、基本協定の改定の申出をすることができる。

2 基本協定の改定は、甲、乙両者の合意により成立する。

(管轄裁判所)

第 32 条 基本協定及び年度協定に関する訴訟の提起等は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(解釈)

第 33 条 基本協定、年度協定、募集要項及び申請書間に齟齬があるときは、基本協定、年度協定、募集要項、申請書の順に解釈が優先する。

2 基本協定、募集要項及び申請書に定めのない事項及びこれらの書類の解釈に疑義があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この基本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 住 所 高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号

氏 名

乙 住 所

氏 名